

寒河江川土地改良区たより



水土里ネット寒河江川

(土地改良区の愛称です)



桜が見ごろを迎えた大堤ため池（寒河江市谷沢地内）

CONTENTS

理事長あいさつ	2
新執行体制決定	3
総代86名決定	4
総代会について	5
収支予算について	6
賦課金、決済金について	7
平成29年度実施事業	8
平成30年度事業計画、活動状況	9
お知らせ他	10

<編集・発行>

寒河江川土地改良区

TEL.(0237)86-5112 FAX.(0237)86-0474

山形県寒河江市字中河原222番地の2

E-mail:sagae-r4@cpost.plala.or.jp

<http://www.sagaegawa.com/>

就任にあたって



理事長
國井 敏夫

今年豪雪で厳しい寒さの続く冬でしたが、3月に入り予想以上の高温が続いて雪解けが一気に進みました。桜の花も例年より早く咲き始めまして、にわかには春の農作業などで忙しい状況となりましたが、組合員の皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じ上げます。

また、皆様には、日頃より土地改良区の運営並びに事業の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

この度の役員改選にあたり理事長に選任され、高橋前理事長の後を引き継ぐこととなりましたが、もとより浅学非才の身でありましたので、組合員の皆様をはじめ関係機関の皆様のご指導とご協力をいただきながら、職務遂行に向けて誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年11月20日、東京国際フォーラムを会場に天皇皇后両陛下御臨席のもと、地方自治功労者総務大臣表彰が行われ、グラウンドワーク二の堰会長である高橋前理事長が受賞されました。昨年はグラウンドワーク二の堰設立20周年の節目の年でもあり、改めて関係各位のご尽力に深く感謝と敬意を表すとともに、今後ともご継続いただきますことをお願い申し上げます。

また、共にこの組織の育成・指導の中心的

な役割を担われ、当該団体の自治行政に発展をもたらした方として、元寒河江市長の佐藤誠六様が個人表彰を受賞されています。誠にありがとうございます。

ここで、30年度より区の運営上変更となる点を2つ申し上げます。

1点目は、先の総代会でご決議をいただきました総代定数の削減、役員定数の削減に基づいて選挙が行われ、総代定数86名（22名減員）、役員定数12名（理事9名「2名減員」・監事3名）の新体制で運営に当たることとなりますので報告いたします。

2点目は、組合員の皆様への賦課金の令書・領収書及び改良区たよりの送達が区からの郵送となります。以上ですが、さらなる組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、これまで大きく削減されてきました土地改良関係等に係る国の予算が、以前の予算に近いところまで回復されてきました。

27、28年度頃にはこれまで採択されている大事業に予算がつかず、完成まで何年かかるかわからないという状況になりましたが、不安も解消され先が見える状況となり嬉しく思っております。これもひとえに、国会の場に声を届けるため、組合員の皆様はじめ関係機関の役職員が一体となって取り組んだ運動の賜物であり、これからも継続して頑張っていきたいと思っております。

今年度の主な事業については、大堰地区では、県営谷地堰地区水利施設整備事業、県営北谷地・引竜地区農業競争力強化基盤整備事業、県営平田地区農村地域防災減災事業等、寒河江地区では、県営寒河江南部地区農地防災事業と、これまでに行ってきた事業を継続して実施し、安定的な施設管理体制の整備を図る予定であります。

土地改良区は、適正な水管理を行い、豊かな

な実りをもたらす清流を守ることが最も重要な職務であります。それと同時に農地や水、それを管理する土地改良施設が重要な地域資源・公的な財産であることを地域の皆様にもご理解いただき、地域の財産として後世に残していく活動を広めていくことが最大の責務であることを肝に銘じて、地域との繋がりのある土地改良区をつくっていききたいと考えております。

最後になりますが、高橋前理事長には56年という長い間、土地改良区一筋にご尽力いただき、数十年前先を見越した立派な施設整備と、潤いと憩いの場としての水辺空間を作り上げる等、地域行政にもご貢献いただきました。前理事長の功績は誰もが認めるところであり、尊敬と感謝の念に堪えません。ありがとうございます。

私も一同、さらに気を引き締めて役職員が丸となり、安心して農業を営める基盤づくりをより一層進め、地域農業の振興に尽くす所存でありますので、皆様のご指導とご協力をお願い申し上げ、就任のあいさついたします。

退任のあかし



前理事長
高橋 龍一

ほど早い開花となりました。組合員の皆様におかれましては、順調に春作業をすすめられていることと思います。

平成14年に寒河江川土地改良区が設立してから、早いもので16年が経過いたしました。この間、私こと、平成18年より3期に亘り理事長職を務めさせていただきましたが、この度の任期満了を期にすべての役職を辞することとし、56年間の土地改良人生に区切りをつけることといたしました。これからは地域活動などを通して、永年お世話になった土地改良区と組合員の皆様へのご恩返しをしながら、新たな人生を築いていきたいと考えております。

土地改良区在任中には、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業が無事に完了し、北谷地区農業競争力強化基盤整備事業（農地集積）、平田地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）、寒河江南部地区農地防災事業等、数々の大事業にも携わることができました。また、農林水産省、東北農政局、山形県、寒河江市、山形県土地改良事業団体連合会等において、様々な分野での要職に就かせていただきましたこと、光栄の極みであります。これも一重に組合員の皆様、関係機関の皆様のご協力とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今後、農業、そして土地改良区のあり方も様変わりしていくことと思いますが、土地改良区と組合員の皆様を一つにして進むことにより、前岡崎理事長が掲げてくださった「日本一の土地改良区」へとさらに成長していただけるものと期待しております。

最後に、寒河江川土地改良区の益々のご繁栄と組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。御礼のあいさついたします。

この冬は、日本各地で記録的な寒さに見舞われる厳しい冬となりましたが、春先からは好天に恵まれ、山形市の桜も例年より1週間

新執行体制決まる

4月3日に理事会・監事会が開催され、理事長・副理事長・担当理事及び総括監事の職務担当が決まりました。



会計担当理事
芳賀 博
第7被選任区
(西根)



総務担当理事
吉田 正幸
第1被選任区
(谷地)



副理事長
奥山 喜男
第2被選任区
(西里)



理事長
國井 敏夫
第8被選任区
(寒河江西部)



理事
武田 昌彦
第6被選任区
(寒河江)



理事
土田 好悦
第5被選任区
(寒河江北部)



理事
奥津 光芳
第3被選任区
(溝延)



理事
松田 広己
第4被選任区
(北谷地)



監事
三瓶 昭弘
全被選任区



監事
東海林富美男
全被選任区



総括監事
長岡 正一
員 外



理事
安孫子賢勇
第9被選任区
(柴橋)

平成30年3月31日の任期満了により、9名の役員の方々が退任されました。永年にわたり土地改良事業の推進、土地改良区の健全な運営発展のためご尽力いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。
今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。大変ご苦勞様でした。

理事	高橋龍一氏
総務担当理事	菊地順悦氏
会計担当理事	柏倉吉美氏
理事	椎名啓一郎氏
理事	落合惣兵衛氏
理事	三瓶義雄氏
理事	井上忠喜氏
総括監事	日下部憲昭氏
監事	黒田志美夫氏

第5期総代86名、無投票で決まる。

寒河江川土地改良区総代選挙の立候補届出が1月31日～2月1日の2日間行われた結果、第1選挙区から第11選挙区まで立候補者数がそれぞれ定数を越えなかったため無投票となり、2月8日に各選挙区毎の選挙会が開催され、立候補者全員を当選人に確定し、同日に寒河江市選挙管理委員会より当選証書が付与されました。

◆第1選挙区（谷地地区） 12名

実行組合	氏 名
高 関 北	楨 征 治
荒 町 中	原 田 光 弘
東 町	眞 木 信 行
長 東	浅 黄 庄 一
松 橋	布 川 眞 久
下 工 南	鈴 木 重 明
宇佐美小路	木 嶋 啓 治
要 害	布 川 峯 夫
高 島	齋 藤 義 則
上 沢 北	羽 柴 正 男
弥 勒 寺	岡 崎 嘉 夫
吉 野	増 川 弘 樹

◆第2選挙区（西里地区） 9名

実行組合	氏 名
天 満	佐 藤 勝 也
中 島	齋 藤 文 男
白 山 堂	後 藤 登美夫
塩 ノ 刈	後 藤 孝 夫
下 楨	逸 見 俊 宏
両 所 島	和 田 俊 彦
根 際 上	半 澤 文 夫
根 際 下	高 橋 正
畑 中	奥 山 卓 次

◆第3選挙区（溝延地区） 9名

実行組合	氏 名
1 区	東海林 秀 雄
3 区	後 藤 浩 一
6 区	東海林 伸太郎
8 区	牧 野 正 儀
9 区	工 藤 貞 博
11 区	菊 地 実
12 区	押 野 利 浩
13 区	眞 木 佳 嗣
16 区	高 橋 喜 好

◆第4選挙区（北谷地地区） 8名

実行組合	氏 名
吉田下中	長谷川 清 昭
下 河 原	鈴 木 勲
岩 木 一	堀 善 生
岩 木 二	縄 源 太
岩 枝	高 橋 清
新吉田北	田 川 芳 一
下 原	高 谷 英 樹
川 原 前	片 桐 定 義

◆第5選挙区（三泉地区） 5名

実行組合	氏 名
下 河 原	後 藤 英 一
中 河 原	渡 邊 章
夕 力 へ	菊 地 清 吉
雲 河 原	秋 場 正 弘
入 倉	秋 場 修 一

◆第6選挙区（醍醐地区） 3名

実行組合	氏 名
鬼 越	秋 葉 悟
東 上 宿	佐 藤 清
箕 輪	松 田 隆 利

◆第7選挙区（寒河江地区） 12名

実行組合	氏 名
山岸第1	荒 木 繁 蔵
石 持	大 泉 圭 司
六供町第2	高 橋 清 七
六供町第4	太 田 良 彦
道場小路	佐 藤 広 志
城 東	安孫子 啓 三
七 日 町	安孫子 千代吉
本橋第4	安孫子 英 一
島 第 1	沖 津 富 治
中 高 屋	今 井 隆 志
下 高 屋	渡 辺 俊 一
皿 沼 1	黒 田 実喜雄

◆第8選挙区（西根地区） 9名

実行組合	氏 名
君 田 町	工 藤 俊 明
住 吉 町	小 野 哲 雄
北	安 達 安 則
下河原上	森 岡 利 広
西 宝	國 井 光 雄
西 宝	小 林 進
高 貝	松 永 隆 一
高 田	小 松 堅 治
田 中	鈴 木 久 一

◆第9選挙区（高松地区） 7名

実行組合	氏 名
米 沢 第 1	加 藤 哲 郎
農 志	川 越 卯一郎
上八楯第2	影 沢 政 俊
清助新田	伊 藤 篤
清助新田第3	鈴 木 誠
上谷沢第1	長 坂 英 治
高 松	木 村 隆

◆第10選挙区（柴橋地区） 9名

実行組合	氏 名
柴 橋 第 2	石 山 邦 一
柴 橋 第 3	武 田 正 敏
木 の 沢	羽 柴 和 敏
松 川 西	兼 子 重 宏
金谷第1	渡 邊 明
金谷第5	高 橋 智
中郷第3	後 藤 弘 明
中郷第5	安孫子 甚 一
平塩第1	古 川 安 正

◆第11選挙区（白岩地区） 3名

実行組合	氏 名
地 福 田	結 城 肇
上 野 下	眞 木 英 雄
宮 内	安孫子 恵 司



選挙会の様子



当選証書付与式の様子

第35回 通常総代会を開催



議長
谷地地区
羽柴 正男 氏

平成29年度議事

- 総議第20号 土地改良施設用地の取得について
- 総議第21号 平成29年度北谷地地区並びに引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更にについて
- 総議第22号 平成29年度一般会計収支補正予算について
- 総議第23号 平成29年度特別会計収支補正予算について
- 1 特別会計 地区除外等決済金収支補正予算書
- 2 特別会計 土地改良施設維持管理適正化事業支出補正予算書
- 3 特別会計 寒河江川地区農業基盤整備促進事業収支補正予算書
- 4 特別会計 多面的機能支払交付金調査委託事業収支補正予算書
- 5 特別会計 新吉田・平田・引竜地区管理事業支出補正予算書
- 6 特別会計 県営北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）収支補正予算書
- 7 特別会計 県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）収支補正予算書
- 8 特別会計 大堰地区土地改良基金支出補正予算書
- 9 特別会計 寒河江地区環境整備事業収支補正予算書
- 10 特別会計 寒河江地区土地改良基金収支補正予算書

平成30年度議事

- 総議第1号 平成30年度事業計画について
- 総議第2号 土地改良施設維持管理適正化事業の施行及び資金拠出について
- 総議第3号 平成30年度農業基盤整備促進事業について
- 総議第4号 平成30年度一般会計賦課金の賦課徴収について
- 総議第5号 平成30年度特別会計賦課金の賦課徴収について
- 総議第6号 平成30年度水路使用料並びに事務手数料徴収について
- 総議第7号 平成30年度地区除外等決済金の徴収について
- 総議第8号 平成30年度一般会計収支予算について
- 総議第9号 平成30年度事業特別会計収支予算について
- 総議第10号 平成30年度一般会計及び特別会計の借入金並びに預貯金預入先について
- 総議第11号 平成30年度北谷地地区並びに引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
- 総議第12号 寒河江川土地改良区基金の積立計画について
- 総議第13号 寒河江川土地改良区規約の一部改正について
- 総議第14号 寒河江川土地改良区会計細則の改正について

3月3日、寒河江市のホテルシンフォニアアネックスにおいて第35回通常総代会が開催されました。議長に谷地地区の羽柴正男氏を選任し、平成30年度寒河江川土地改良区一般会計及び事業特別会計収支予算書等20議案が上程され、慎重審議の結果原案通り議決決定されました。

- 総議第15号 付帯決議について
- 総議第16号 寒河江川土地改良区第5期理事・監事の選任について



議決決定の様子

平成30年度より会計処理方法を従来の単式簿記方法から複式簿記方法へ移行します。

◆◆ 平成30年度 一般会計収支予算について ◆◆

収入の部 (千円)

区 分	予 算 額
1 土地改良事業収入	144,535
2 附帯事業収入	12,330
3 基本財産運用収入	252
4 特定資産運用収入	259
5 補助金等収入	5,080
6 負担金収入	862
7 受託料収入	322
8 雑収入	1,150
9 借入金収入	30
10 固定資産売却収入	40
11 積立金取崩収入	20,901
12 繰越金収入	38,800
合 計	224,561

支出の部 (千円)

区 分	予 算 額
1 一般管理費支出	88,076
2 土地改良事業費支出	68,178
3 固定資産取得支出	310
4 事業特別会計繰出金支出	33,953
5 積立金繰出金支出	23,584
6 予備費	10,460
合 計	224,561

予算額 224,561千円

◆◆ 平成30年度 事業特別会計収支予算について ◆◆

収入の部 (千円)

区 分	予 算 額
1 土地改良事業収入	7,902
2 補助金等収入	11,880
3 交付金収入	49,000
4 受託料収入	15,010
5 雑収入	88
6 借入金収入	13,750
7 繰越金収入	7,577
8 繰入金収入	33,953
9 積立金取崩収入	3,074
10 会計内調整収入	1,841
合 計	144,075

支出の部 (千円)

区 分	予 算 額
1 土地改良事業費支出	70,644
2 負担金等支出	24,596
3 借入金返済支出	40,060
4 積立金繰出金支出	315
5 一般会計繰出金支出	0
6 会計内調整支出	1,841
7 予備費	6,619
合 計	144,075

予算額 144,075千円

平成30年度土地改良区賦課金について

第1期 発行日：平成30年 6 月15日 納入期限：平成30年 6 月29日
第2期 発行日：平成30年10月17日 納入期限：平成30年10月31日

※但し、経常賦課金年額が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦 課 種 別				10a当たり賦課金年額	第 1 期	第 2 期
一 般 会 計	経常賦課金	大 堰 地 区 賦 課 金	田	4,600円	2,300円	2,300円
			畑	1,530円	765円	765円
		寒 河 江 地 区 賦 課 金	田	4,600円	2,300円	2,300円
			畑	2,300円	1,150円	1,150円
		白 岩 地 区 賦 課 金	田	3,900円	1,950円	1,950円
			畑	2,810円	1,405円	1,405円
		中 郷 地 区 賦 課 金	田	7,300円	3,650円	3,650円
			畑	1,750円	875円	875円
特 別 会 計	大堰地区	平 田 地 区 賦 課 金		2,000円	1,000円	1,000円
		沢 畑 開 田 賦 課 金		4,000円	2,000円	2,000円

- ◆納入通知書を受け取ったら面積と金額を確認して下さい。
もし間違いがある場合は、納期限5日前までに土地改良区に申し出て下さい。
- ◆自動振替の方で口座番号を変更したい方、または、直接納入を自動振替にしたい方は土地改良区まで来所していただき、口座振替の手続きをお願いします。
- ◆各納期限までに納入されない場合は、土地改良法第39条、本土地改良区定款第30号の規定により、その延滞の日数に応じて年利14.6%の延滞金が発生します。また、納期限後60日以内に督促状が発せられた場合は督促手数料100円を徴収します。

平成30年度地区除外等決済金の徴収について

寒河江川土地改良区地区除外処理規程により、平成30年度地区除外等決済金を下表の通りとします。

地区	水 系 区 分	除 外 地 区 分	10a単価	内 訳		徴収方法
				維持管理	事業償還	
大 堰 地 区	昭 和 堰	大 堰 地 区	172,660円	172,660円		申請者は、申請時に決済金を当改良区へ一括納入 納入確認が済み次第農地転用意見書を交付
		田 中 区 画 整 理	239,800円	239,800円		
		所 岡 区 画 整 理	213,160円	213,160円		
		荒町東区画整理	269,780円	269,780円		
		新 吉 田 地 区	192,410円	192,410円		
	平 田 溜 池	平 田 地 区	289,590円	289,590円		
引 竜 溜 池	引 竜 地 区	182,470円	182,470円			
寒 河 江 地 区	昭和堰・高松堰 新堰	寒 河 江 地 区	184,550円	184,550円		
	白 岩	白 岩 地 区	109,230円	109,230円		
	中 郷	中 郷 地 区	256,500円	256,500円		
	県営鹿島石持地区 畑地帯総合整備事業	畑地かんがい事業	184,550円	184,550円		
付 記		※大堰地区の内、県営ほ場整備事業で造成された農道を使用するため地区編入した畑を農地転用等により地区除外した場合は、1/3の決済金を徴収します。 ※寒河江地区は、田から畑への地目変更時に1/2、畑から農地転用等により地区除外した場合は、1/2の決済金を徴収します。				

平成29年度に実施した主な土地改良事業

団体営農業基盤整備促進事業

(平成28年度繰越分)

事業費

74,710,000円

総事業費

139,710,000円

(平成29年度分)

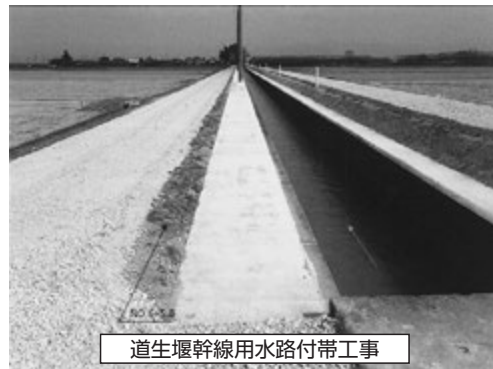
事業費

65,000,000円

谷地堰幹線用水路付帯工事
沢畑堰幹線用水路付帯工事
田井堰幹線用水路付帯工事
溝延第一堰用水路付帯工事
中川第一排水路付帯工事
上金谷排水路付帯工事
守川第一堰用水路付帯工事



中川第一排水路付帯工事



道生堰幹線用水路付帯工事

土地改良施設 維持管理適正化事業

事業費

32,650,000円

施設名

道生堰幹線用水路水門整備補修工事
大堰幹線用水路水門整備補修工事
砂田堰用水路目地改良工事
谷地東堰用水路目地改良工事
第一塩ノ測堰用水路目地改良工事
第二塩ノ測堰用水路目地改良工事
新堰幹線用水路目地改良工事

県営北谷地地区 農業競争力強化 基盤整備事業 (農地整備事業)

事業費

180,000,000円



新吉田地域簡易区画整理



調整池(弥勒寺地区)



新堰幹線用水路目地改良工事



大堰幹線用水路水門整備補修工事

平成30年度に実施する主な土地改良事業

県営北谷地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業） 県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

北谷地区：H29補正事業費	120,000,000円
H30事業費	40,000,000円
引竜地区：H29補正事業費	154,000,000円
H30事業費	70,000,000円

北谷地区は、事業5年目となり、平成29年度補正も含め、新吉田地域A≒27haの簡易な区画整理、地下かんがい工A≒2・9ha、用水路の整備工事L≒3,900m、排水路工L≒1,200mを実施する計画です。

引竜地区は、事業2年目の本年度は平成29年度補正も含め、区画整理地区（仲之崎・柿ノ木、山口・童子）の実施設計及び換地原案作成、南沢幹線排水路L≒1,379m、大道端用水路L≒400m、他に用水路工一式の工事を実施する計画です。

県営寒河江南部地区農地防災事業（農村災害対策整備事業）

事業費 50,000,000円

平成26年度から29年度に工事用道路、立杭、素掘りトンネル補強を一部終了し、事業6年目となる本年度は、老朽化した新堰用水隧道L≒2,130mの内L≒120mについてFRP板装工、立杭N≒1孔の工事をする予定です。

団体営農業基盤整備促進事業

事業費 22,000,000円

本事業は、農業水利施設のきめ細やかな整備を図ることにより維持管理の省力化を図るもので、本年度は次の施設について付帯工を実施する計画です。

谷地堰幹線用水路	L≒1,000m
溝延堰幹線用水路	L≒700m
田井堰幹線用水路	L≒500m

土地改良施設維持管理適正化事業

事業費 10,000,000円

本事業は、土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、資金造成事業に加入し整備工事を行うもので、本年度は次の施設について事業を実施する計画です。

箕輪堰用水路目地補修
造山堰用水路目地補修
新堰幹線用水路水門等整備補修

土地改良法第132条検査

山形県総合支庁による土地改良法第132条第1項の規定に基づく検査が実施されました。

無通告検査が8月31日、本検査が11月9日から10日までの日程で、検査官6名の立合いのもと過去3年間の業務運営、会計経理等について検査が行われました。

特段の指摘事項、是正及び改善を要する事項はなく、今後とも適正な会計及び効率的な業務運営に努めてください、との講評をいただきました。



グラウンドワーク二の堰、総務大臣表彰を受賞

「グラウンドワーク二の堰」は昨年、平成10年の設立より20周年を迎えました。市民、行政、地元企業、土地改良区の4者がパートナーシップにより協働し、二の堰親水公園の環境保全に取り組んでいる他、二の堰用水路を舞台に「水辺の夜会」や「桜まつり」等、多彩なイベントが催されるなど、地域の賑いの創出にも大きく貢献しております。

こうした活動を通じて、地域コミュニティの強化や交流人口の拡大など、地域振興に大きな役割を果たしていることが高く評価され、この度地方自治法施行70周年記念式典において、地方自治功労者として総務大臣より表彰を受けました。



伝達式の様子



こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

理 由	申請書の種類	注 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による 賃貸借も耕作権移動の対象になりますので、 借り手が賦課対象となります。 ※注
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用の申請は、毎月5日までです。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江地区で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、 市下水道課への相談が必要になります。
大堰地区で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施行承認願	改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※注 土地改良区地区内の農地を売買するとき(競売も含む)や組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いします。

事故防止・不法投棄防止に ご協力ください!

土地改良施設(頭首工・溜池・用排水路等)の安全管理については、土地改良区でも関係機関を通じ対策を講じておりますが、幼児については、家の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状ですので、集落全体、子供会等の組織を通して隣同士、家族ぐるみの安全教育を実施していただきたくお願いします。

また、年々ゴミを不法投棄する人が後を絶たず多大な費用を組合員の賦課金で賄っております。水路に空き缶・ビニール等のゴミを捨てないようお願いします。もし、投棄者を発見しましたら土地改良区にご連絡をお願いします。

水管理のお願い

農業用水路は、河川管理者(国土交通省)より許可された水利権によって取水量や期間が定められております。限られた水で水田全地域を潤すには、農家一人ひとりの適切な水管理が必要です。そのうえで、次のことを遵守していただくようお願いします。

- ・水口で水路を極端に止めたり、かけ流しをしないこと。
- ・下流部への通水に支障が生じることになるため、草刈りの際は刈り取った草を用水路に入れないこと。

また、大雨注意報等の発令の際には、災害防止のため通水を停止する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

進藤金目子 キャッチボール通信

平成30年度本予算が成立、効率的かつ効果的な執行を



平成30年度予算が3月28日に可決・成立しました。農林水産業に関しては、農業農村整備事業を活用した強い農林水産業のための基盤づくり、担い手への農地集積・集約化等を進めるとともに、水田フル活用と経営所得安定対策、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、漁業の成長産業化と資源管理の高度化のための予算が措置されています。また、多面的機能支払いや中山間地域等直接支払いなどの地域政策関連予算や中山間地農業の活性化を支援する予算もしっかりと確保されています。

いずれの予算も必要不可欠です。執行に当たっては各種の調整等ご苦労も多いと思いますが、現場段階でも創意工夫しながら、所得向上に向けより効率的・効果的な執行に向けて努力して参りましょう。